

政令番号306 ニアクリル酸ヘキサメチレン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外殺虫剤	その他	合計
1	北海道	2.0E-1							0.2
2	青森県	5.0E-2							0.1
3	岩手県	5.1E-2							0.1
4	宮城県	9.7E-2							0.1
5	秋田県	4.5E-2							0.0
6	山形県	6.1E-2							0.1
7	福島県	9.0E-2							0.1
8	茨城県	1.3E-1						1.4E+2	142.9
9	栃木県	1.1E-1							0.1
10	群馬県	1.3E-1							0.1
11	埼玉県	4.5E-1							0.5
12	千葉県	1.6E-1							0.2
13	東京都	1.2E+0							1.2
14	神奈川県	2.6E-1							0.3
15	新潟県	1.3E-1							0.1
16	富山県	6.5E-2							0.1
17	石川県	8.1E-2							0.1
18	福井県	6.4E-2							0.1
19	山梨県	5.9E-2							0.1
20	長野県	1.5E-1							0.1
21	岐阜県	1.5E-1							0.2
22	静岡県	2.4E-1							0.2
23	愛知県	4.7E-1							0.5
24	三重県	8.7E-2							0.1
25	滋賀県	5.1E-2							0.1
26	京都府	1.9E-1							0.2
27	大阪府	7.2E-1							0.7
28	兵庫県	2.1E-1							0.2
29	奈良県	5.3E-2							0.1
30	和歌山県	5.1E-2							0.1
31	鳥取県	1.8E-2							0.0
32	島根県	2.7E-2							0.0
33	岡山県	9.0E-2							0.1
34	広島県	1.4E-1							0.1
35	山口県	4.3E-2							0.0
36	徳島県	3.5E-2							0.0
37	香川県	5.3E-2							0.1
38	愛媛県	6.7E-2							0.1
39	高知県	3.1E-2							0.0
40	福岡県	2.1E-1							0.2
41	佐賀県	3.3E-2							0.0
42	長崎県	4.9E-2							0.0
43	熊本県	6.6E-2							0.1
44	大分県	4.7E-2							0.0
45	宮崎県	4.9E-2							0.0
46	鹿児島県	6.3E-2							0.1
47	沖縄県	5.3E-2							0.1
	全国	6.9E+0						1.4E+2	149.7